

# 2024 定期貯金

## サマーキャンペーン

実施期間 2024年 6月17日(月) → 2024年 7月31日(水)

特別金利

組合員の方限定

年

0.40%

(税引後 0.318%)

- 預入対象：個人（組合員限定） ※組合員とは、組合員同居家族を含む。
- 預入期間：1年
- 預入金額：10万円以上
- 特別金利：組合員の方限定 年0.40%（税引後 0.318%）
- 取扱媒体：通帳式（総合口座通帳または定期貯金通帳） ※複数店舗での開設は不可

\* 金利環境等の変化により、予告なく適用金利が変更となる場合や取扱いを中止させていただく場合があります。

\* 合計販売額 50億円に達した時点で販売終了となります。

JA水郷つくばでは組合員を新規募集しております！  
農家でない方でも、地区内に居住されている方は  
組合員となることができます。(※)

※加入には一定の条件があります。  
詳しくはお近くの支店までお問い合わせください。



詳しくはJA水郷つくば窓口まで

竜ヶ崎中央支店	龍ヶ崎市藤ヶ丘6丁目1-1	TEL.0297-62-0534
竜ヶ崎西支店	龍ヶ崎市馴染町1区26-1	TEL.0297-66-1616
牛久支店	牛久市柏田町1527	TEL.029-873-6611
わかさ支店	北相馬郡利根町中田切146	TEL.0297-68-2934
美浦支店	稲敷郡美浦村郷中2661-3	TEL.029-885-0125
阿見支店	稲敷郡阿見町中央1-3-1	TEL.029-887-8551
土浦中央支店	土浦市木田余3119-3	TEL.029-821-7300

協同病院支店	土浦市おおつ野4-1-1	TEL.029-896-3111
土浦南支店	土浦市小岩田西1-1-11	TEL.029-823-3888
土浦西支店	土浦市粕毛705-2	TEL.029-821-4081
霞ヶ浦支店	かすみがうら市深谷3434-12	TEL.029-897-0583
土浦北支店	土浦市藤沢514-1	TEL.029-862-3521
千代田支店	かすみがうら市中佐谷243-2	TEL.0299-59-5550

## 定期貯金商品概要

預入対象	個人の方
預入金額	10万円以上（1円単位）
預入期間	1年
特別金利	組合員の方 年0.40%（税引後0.318%） ※初回満期日まで適用（店頭金利0.025% 2024年5月31日現在）
取扱媒体	通帳式（総合口座通帳または定期貯金通帳） ※複数店舗での開設は不可
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>*すでに当JAにお預けいただいている定期貯金の満期金、または、中途解約資金による振替（当該資金の現金による払戻後の預け入れおよび預入支店を変更しての預け入れを含む）は、本キャンペーンの対象外となります。期間中、解約相当額の再預入と当JAが判断した場合はお断りする場合があります。</li><li>*増額書替は本キャンペーンの対象外となります。</li><li>*ATMでの預け入れは対象外となります。</li><li>*特別金利は初回満期日までの適用となります。満期日に当初預入時と同じ期間で自動継続し、その時点での店頭表示金利が適用されます。</li><li>*この貯金は、相続や差押など当JAがやむを得ないと認める場合を除き中途解約することはできません。中途解約される場合、本商品の金利は適用されず、中途解約日における中途解約利率が適用されます。</li><li>*本商品は、元本保証商品で、貯金保険制度の対象となっています。</li><li>*当JAで実施する他の商品との併用はできません。</li><li>*本キャンペーンでの粗品の提供はありません。</li><li>*金利環境等の変化により、予告なく適用金利が変更となる場合や取扱いを中止させていただく場合があります。</li><li>*合計販売額50億円に達した時点で販売終了となります。</li></ul>

## 組合員 Q & A

### Q 組合員資格とは（農業をしていなくても組合員になれるの?）

組合員とは、JAが行う事業活動に賛同し、自ら出資して利用・運営するメンバーのことで、農業を営んでいない方でも組合員になることができます。組合員として出資することで、JA水郷つくば管内の農業や地域経済の発展を農業者とともに支えるパートナーとして貢献することができます。

### Q 組合に加入するには?

下記をご用意の上、最寄りの支店窓口でお申込みください。

- 身分証明書（運転免許証など） ●印鑑（認印可） ●出資金（1口1,000円） ※出資限度額は4,000口（400万円）です。
- 当JAの貯金通帳

#### ご注意ください

##### 脱退・払い戻しについて

出資金としてお預かりした資金は、JAの資本金として長期的、安定的な組合の運営のために大切に運用されているものです。このことから貯金と異なり、すぐ払い戻すことはできません。また、貯金保険の対象外であり、JAの経営状況によっては全口払戻が保証されるものではありません。

##### 脱退・減口する場合の手続き

- 脱退・減口する場合は最寄りの支店窓口へお越しください。
- 任意脱退の場合、11月末日までにお手続きいただくことで、翌年の総代会終了後の5月にお支払いいたします。
- 減口の場合、理事会の承認を得て出資口数を減らすことができます。12月末日までにお手続きいただくことで総代会終了後の5月にお支払いいたします。

##### 配当金について

- 配当金は総代会決議により、増資のための「出資予約預り金」としてお預かりしております。お支払いを希望する場合は、配当期日前までのお申し出により配当金をお支払いしております。ただし、出資口数が上限4,000口に達している場合には、申し出にかかわらず配当金をお支払いいたします。
- 配当率は、当該年度の業績により変動する可能性があります。最終的には総代会での剰余金処分案の決議により決定し、お支払いいたします。直近5事業年度の配当実績は1.0%です。

詳しくはJA窓口・担当者へ  
お問い合わせください。